

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

時間額 835円

（効力発生年月日 平成30年10月1日）

○ 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。

○ 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

名寄労働基準監督署
☎01654-2-3186



わがやのアイドル！

はしもと か え
橋本 佳英 ちゃん

平成27年11月13日生
（幸町）充史さん・ルミ子さんの2児

お姉ちゃんとお兄ちゃんが大好きな佳英。
最近はお兄ちゃんのマネばかりしています。!!
これからも元気いっぱい遊んでたくさん
の笑顔を見せてね♡♡

年金事務所の移動相談所開設のお知らせ

○日時 12月20日（木） 9:00～15:00

○場所 紋別市民会館（紋別市潮見町1丁目）

※相談は「予約制」です。

相談開設日の1カ月前から予約受付できます。北見年金事務所お客様相談室までお電話をお願いします。

【問い合わせ先】

北見年金事務所お客様相談室
☎0157-33-6007

役場住民生活課戸籍係
☎29-2111（内229・231）

11月の「無料法律相談会」日程

紋別市の弁護士による法律相談会が下記の日程で開催されます。相談料は、無料です。

■開催日時 11月1日（木）午後1時～午後4時
（お1人様30分以内）

■会場 滝上町役場町民相談室（1階）

※原則事前電話予約制（空きがあれば当日でも可）

■予約受付 ☎28-5585

（流水の町ひまわり基金法律事務所内）

11月の「行政相談所」開設日程

国などの行政に関するいろいろな問題・疑問をお持ちの方に、相談所を開設して行政相談委員がご相談に応じます。相談は無料、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

■開催日時 11月20日（火）午前10時～正午

■開催場所 滝上町文化センター 和室

■行政相談委員 山根 周二

人のうごき 人口 2,618人/男 1,251人/女 1,367人/世帯 1,422世帯 9月30日現在
（前月比） (-2) (-1) (-1) (+1)